

公益財団法人 市原国際奨学財団奨学金給与規程

第1章 総 則

(奨学生の資格)

第1条 本会の奨学生となる者は、愛知県内の大学の学部又は大学院に在学する外国人留学生や日本人学生で、学業、人物ともに優秀で、かつ、健康であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。ただし、既に他団体から奨学金を受けている者は、本会の奨学生となることはできない。

(奨学生の種類)

第2条 奨学生の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 大学奨学生
- (2) 大学院奨学生

(奨学金の給与期間及び額)

第3条 奨学金を給与する期間は、正規の最短修業年限とする。ただし、年度ごとに継続審査を行うものとする。

2 前項の期間中に給与する奨学金の額は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------|-----|----------|
| (1) 大学奨学生 | 月 額 | 50,000 円 |
| (2) 大学院奨学生 | 月 額 | 50,000 円 |

第2章 奨学生の採用及び奨学金の交付

(奨学生願書及び奨学生推薦書の提出)

第4条 奨学生志望者は、奨学生願書に在学学校長の推薦書及び在学証明書を添えて理事長に提出するものとする。

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て理事長が決定し、その結果を在学学校長を経て本人に通知する。

(奨学金の交付)

第6条 奨学金は、3ヶ月毎一定日に交付するものとし、特別の事情があるときは、6ヶ月分以上を合わせて交付することができる。

2 奨学金の交付は、直接本人に手渡しして行う。ただし、これにより難しい場合は、適切にして確実な方法によることができる。

(奨学金受領書の提出)

第7条 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度、直ちに奨学金受領書を理事長に提出しなければならない。

(学業成績及び生活状況の報告)

第8条 奨学生は、毎年度末学業成績及び生活状況報告書を理事長に提出しなければならない。

(異動届出)

第9条 奨学生は、次の各号のいずれに該当するに至った場合には、直ちに理事長に届出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 本人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

(奨学金の休止)

第10条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、理事長が定める期間に限り、奨学金の交付を休止する。

- (1) 休学し、又は長期にわたって欠席したとき。
- (2) 学業、性行等の状況により指導上必要があると認めたとき。

(奨学金の復活)

第11条 理事長は、前条の規定により奨学金の交付を休止された者がその事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、理事長が定める月分から奨学金の交付を復活することができる。

(奨学金受領資格の喪失)

第12条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、在学学校長の意見を聞いて、理事長が定める月分以降の奨学金受領資格を喪失されるものとする。

- (1) 第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。
- (2) 在学学校で処分を受け、学籍を失ったとき。
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたと認められるとき。
- (4) 傷い疾病等のため成績の見込みがなくなると認められるとき。
- (5) 学業成績又は操行が不良になったと認められるとき。
- (6) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったと認められるとき。

(奨学金の辞退)

第13条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第14条 理事長は、奨学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

第4章 補 則

(実施細目)

第15条 この規定の実施について必要な事項は、別に定める。